



NOSAI の あらまし

NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り
豊かな食料を供給する産業です
わたくしたちNOSAIは
みずからの知と技を磨き
信頼の絆によって
損害の防止と補てんに努め
日本農業の発展と
うるおいのある社会づくりに貢献します

目 次

□ 農業保険制度の概要・NOSA 鳥取機構図 ……	1
□ 収入保険 ……	2
□ 農業共済制度 改正のポイント ……	5
□ 危険段階別共済掛金率のポイント ……	7
□ 農作物共済 ……	8
□ 家畜共済 ……	10
□ 果樹共済 ……	12
□ 畑作物共済 ……	14
□ 園芸施設共済 ……	16
□ 建物共済 ……	18
□ 農機具共済 ……	20

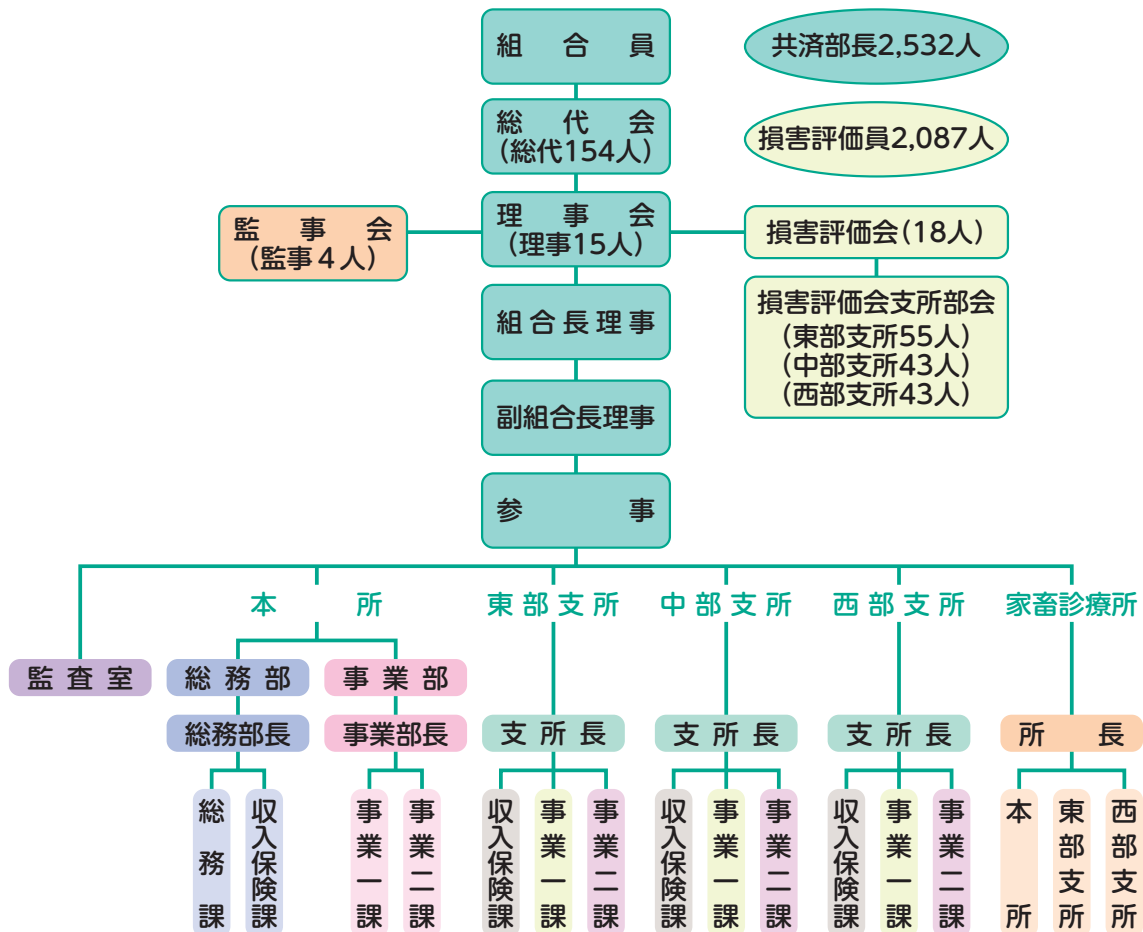
農業保険制度の概要

農業保険制度は、平成30年4月1日に施行された農業保険法に基づき、収入保険制度の新設と農業共済制度の見直しによる2本柱で、農業経営の安定化を図り農業の健全な発展に資することを目的としています。

- 収入保険制度は、全国を区域とする全国農業共済組合連合会が実施主体ですが、NOSAI鳥取が業務委託を受け、加入申請の受付や保険金支払い等の手続に係る窓口業務を行います。
- NOSAI鳥取では、農業共済制度として以下7つの共済事業を実施しています。
 - 農作物共済 ● 家畜共済 ● 果樹共済 ● 畑作物共済 ● 園芸施設共済
 - 建物共済 ● 農機具共済

NOSAI鳥取機構図

H30. 4. 1



※事業一課：農作物・畑作物・建物・農機具、事業二課：家畜・果樹・園芸施設

全ての農産物を対象に収入減少を補てんする

収入保険

青色申告を行っている農業者(個人・法人)が対象です。

※青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。

自然災害だけでなく、価格低下なども含めた収入減少をサポートします。

【対象となる収入減少の原因】

自然災害で収量減少



市場価格の低下



災害により作付不能



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



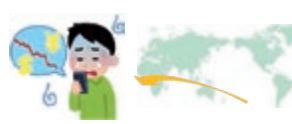
取引先が倒産



盗難や運搬中の事故



輸出時の為替変動



◆捨て作りや意図的な安売り等は対象外

農業者自ら生産販売した農産物の販売収入全体を対象とします。

品目の限定は基本的にありません【米・野菜・果樹・果実・花き・きのこ等】

※簡易な加工品(精米・荒茶など)は含まれます。

※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。

※肉用牛・肉用子牛・肉豚・鶏卵はマルキン等の対象なので、収入保険対象品目から除きます。

収入保険制度と下記の制度とは、どちらか一方を選択して加入していただきます。

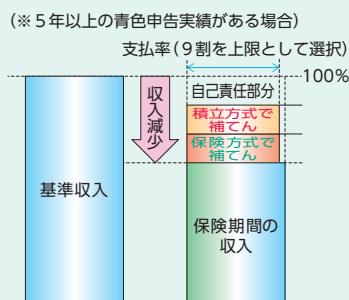
- 農業共済制度(農作物共済、畑作物共済、果樹共済)
- 収入減少影響緩和対策(ナラシ対策)
- 野菜価格安定制度
- 加工原料乳生産者経営安定対策

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割(補償限度)を下回った場合に、下回った額の9割(支払率)を補てんします。

- 「掛捨ての保険方式」と、「掛捨てとならない積立方式」の組合せで補てんします。
(最上限の補償割合の場合は)
「掛捨ての保険方式」
…基準収入の8割が補償上限
「掛捨てとならない積立方式」
…基準収入の1割が補償上限
- ◆補償限度及び支払率は複数の割合から選択できます。
- ◆「掛捨てとならない積立方式」は加入／未加入も選択できます。
- 保険料には50%、積立金には75%、事務費には50%の国庫補助を行います。
- 保険料(掛金)率は1.08%です。また、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、翌年の保険料率が変わります。

危険段階別の保険料率

危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)	危険段階区分	保険料率 (国庫補助後)
10	2.574%	-1	1.024%
9	1.578%	-2	0.969%
8	1.522%	-3	0.913%
7	1.467%	-4	0.858%
6	1.412%	-5	0.803%
5	1.356%	-6	0.747%
4	1.301%	-7	0.692%
3	1.246%	-8	0.637%
2	1.190%	-9	0.581%
1	1.135%	-10	0.540%
0	1.080%		



※基準収入は、農業者ごとの過去5ヶ年の平均(5中5)を基本としますが、規模拡大や栽培作物の変更など保険期間の営農計画等も考慮して設定します。(上方/下方修正を行います)

基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割(保険8割+積立1割)・支払率9割を選択した場合の試算

農業者が支払う保険料・積立金

〈加入1年目〉	
保険料 (掛捨て)	7.8万円
積立金 (掛捨てではない)	22.5万円
事務費	2.2万円
合計	32.5万円

※最大9回の分割納入が可能です。

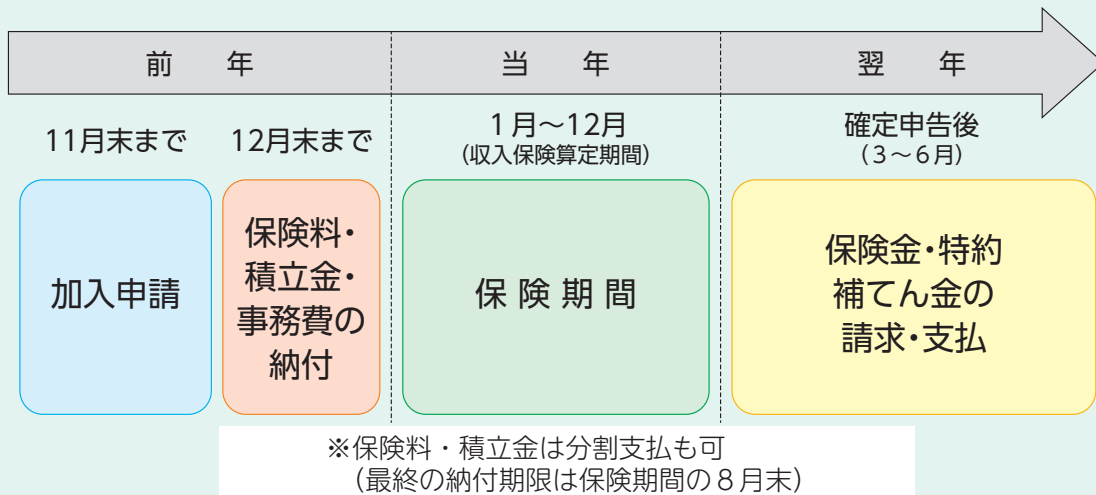
積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限りは翌年の積立金の財源に充当されます。
収入保険の加入を中止された場合は、積立金の残余が返金されます。



当年の収入額 (減収率)	補てん金の 合計	補てん金の内訳		補てん金を含めた 保険期間の収入額 (対基準収入)
		保険金方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	
800万円(20%)	90万円	0万円	90万円	890万円(89%)
700万円(30%)	180万円	90万円	90万円	880万円(88%)
500万円(50%)	360万円	270万円	90万円	860万円(86%)
0万円(100%)	810万円	720万円	90万円	810万円(81%)

スケジュール【個人の場合】

加入申請時に青色申告実績が1年分以上あれば、加入できます。



収入保険を体験しましょう！

- ①収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度の掛金や補てん金の計算ができます。
- ②収入保険の基準収入について、規模拡大や過去の売上の伸びを反映した計算ができます。

詳しくは、全国農業共済組合連合会のホームページをご覧ください。

アドレス <http://nosai-zenkokuren.or.jp>



自分たちの経営状況に応じて、収入保険制度または類似制度を選択して、『様々なリスクから自らが、自分の経営を守っていく』ということになるのね。

よし、ホームページにアクセスして、試しに、自分のデータを入力し、考えてみようかな。



農業共済制度 改正のポイント

農業者へのサービス向上や負担軽減を目的に、2019年(産)より農業共済制度が見直されます。改正のポイントは以下の通りです。各事業の詳細については、8ページ以降をご覧ください。

農作物・畑作物・果樹・園芸施設共済制度の変更点について

対象の共済	改正内容	変更点等
農作物共済  (水稻・麦)	当然加入制の廃止	当然加入制が廃止され、水稻と麦合わせて10a以上の作付で任意加入となります。
	一筆半損特例の新設	全相殺・半相殺・品質(災害収入共済)・地域インデックス方式に適用が可能です。
	一筆方式の廃止	2021年産までで廃止の予定です。
	加入申込期間の新設	水稻4/1～4/30 麦10/1～10/31
	地域インデックス方式の新設	下記参照
果樹共済  (ぶどう・なし・かき)	補償割合の追加	全相殺・半相殺・災害収入共済・地域インデックス方式において、補償割合の選択が可能となります。
	地域インデックス方式の新設	
畑作物共済  (大豆・そば)	一筆方式の廃止	2021年産までで廃止の予定です。
	補償割合の追加	全相殺・半相殺・地域インデックス方式において、補償割合の選択が可能となります。
	地域インデックス方式の新設	
園芸施設共済 	共済金支払要件の緩和	1事故1棟につき3万円以上または共済価額の5%以上となった場合に支払対象となります。
	被覆期間のみの加入の廃止	共済責任期間は、始期統一等を除いて、原則1年間となります。掛金の上昇は僅かです。

地域インデックス方式とは

農林水産省が公表する地域の統計単収に基づいて農業者ごとの基準単収を設定し、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払う方式です。

引受年産の地域統計単収の公表結果に基づいて計算を行うため、農業者ごとの収穫量にかかわらず、統計単収が少ない場合に共済金の支払対象となります。(被害申告が必要です)

一筆半損特例とは

特約を付帯することで、1ほ場で5割以上の被害があった場合、一筆方式で5割の被害として評価し、共済金を支払う特例です。

※特約の付帯は任意です。

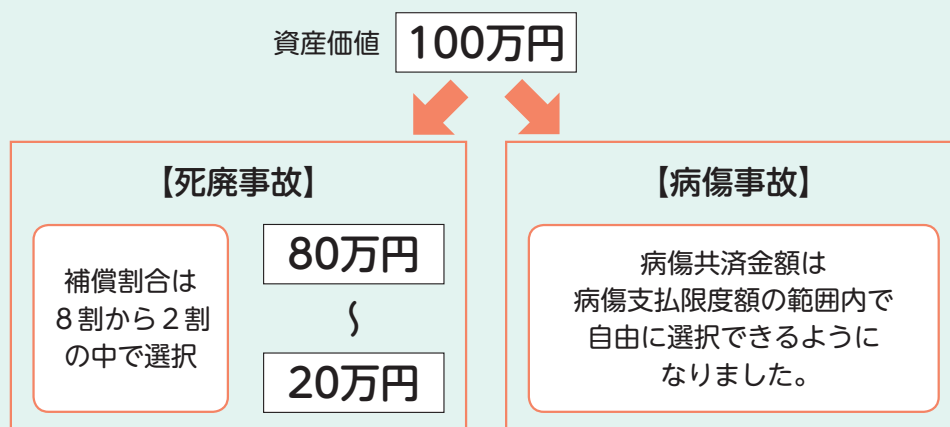
家畜共済制度の変更点について

家畜共済制度の見直し内容

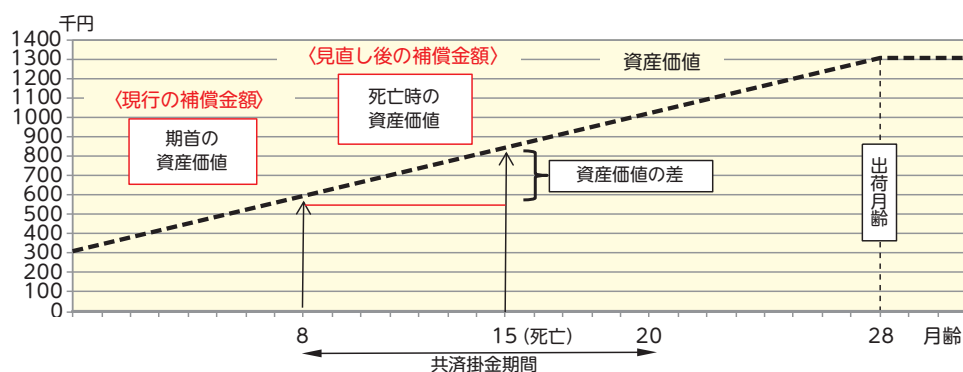
補償内容が選択可能	死廃共済と病傷共済に分離。 農業者が選択して加入ができます。
補償金額(死廃事故)	日々価値が増加する肥育牛等は、事故発生時の資産価値での補償となります。
引 受 関 係	原則、異動申告する必要はありません。 期首に年間飼養計画を申告し、期末にトレサ情報等を確認して掛金を調整(追加徴収または返還)します。
待 期 間 中 の 事 故	共済加入者間で取引された家畜は補償対象となります。
牛 白 血 病	家畜商経由の場合でも補償対象となります。
診 療 費	初診料を含めた診療費全体の1割が自己負担となります。(2020年1月責任開始から)

補償金額の選択イメージ

死廃事故と病傷事故は補償割合を別々に選択可



肥育牛等の補償金額(死廃事故)のイメージ



危険段階別共済掛金率のポイント

全事業(任意共済を除く)で危険段階別共済掛金率を導入します。

これにより、被害の少ない(共済金の支払が少ない)農業者は掛金率が下がり、被害の多い(共済金の支払が多い)農業者は掛金率が上がる仕組みになります。

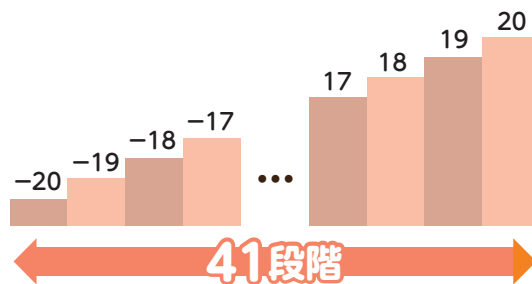
①危険段階区分は毎年判定

共済関係ごとに適用する危険段階区分は、組合員等の直近20年間(家畜共済は直近10年間)の加重平均損害率(直近年のウェイトを高めた各年の損害率*の加重平均)により毎年判定します。

*損害率 = 共済金 / 共済掛金

②41段階に区分されています

危険段階の区分数は、危険段階区分「0」を中心に上下20区分ずつ(20から-20まで)の41段階に区分されています。(家畜共済は上下10区分ずつの合計21区分)



③スタートは0区分から

新規加入者は、0区分からのスタートになります。
既存の加入者は、直近20年間(家畜共済は直近10年間)の損害率を基に決まります。

■新規加入者



→ 0 区分

■既存の加入者

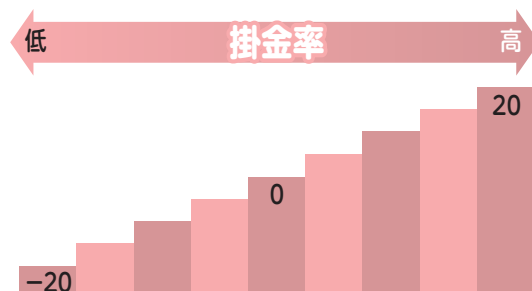


→ 過去の
損害率に
応じて設定

④被害がなければ、区分が下がります

被害(共済金支払い)がなければ、区分が下がります。

区分の数字が小さいほど掛金率が低く、大きいほど高くなります。



農作物共済

対象となる作物

水稻
麦



加入できる農家

水稻と麦の耕作面積が合わせて10a以上の農家

※個々の農業者(個人または法人)のほか、一定の要件を備えた農業生産組織(農業共済資格団体)も加入できます。

対象となる災害

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、病虫害及び鳥獣害

引受方式

引受方式 (選択)	対象作物	補償割合 (選択)	内 容
全相殺方式	水稻 麦	9割 8割 7割	農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
半相殺方式	水稻 麦	8割 7割 6割	農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払います。
品質方式	水稻	9割 8割	農業者ごとに、収穫量が減少した場合であって、生産金額の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
災害収入共済方式	麦	7割	
地域 インデックス方式	水稻 麦	9割 8割 7割	農業者ごとに、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
一筆方式	水稻 麦	7割 6割 5割	ほ場ごとに、収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います

※一筆方式は2021年産で廃止の予定です。

補償期間(共済責任期間)

作物	補償期間
水 稲	本田移植期(直播の場合は発芽期)から収穫までの期間
麦	発芽期(移植する場合は移植期)から収穫までの期間

補償金額(共済金額)

全相殺方式 半相殺方式 地域インデックス方式	単位当たり共済金額 [※] × 基準収穫量の合計 × 補償割合
一筆方式	単位当たり共済金額 [※] × 基準収穫量 ^(注1) × 補償割合

※単位当たり共済金額(1kg当たりの補償額)は農家ごとに選択します

(注1) 基準収穫量 = 10a 当たり基準収穫量 × 栽培面積

共済掛金

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金[※]

※水稲：掛金の50%を国が負担します。

※麦：掛金の50～55%を国が負担します。



補償金(共済金)

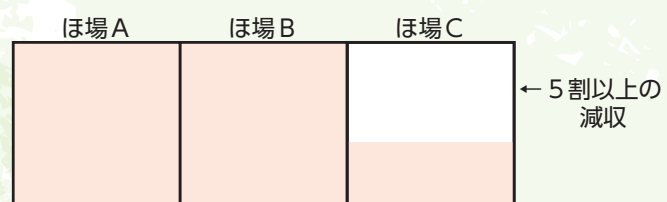
共済金 = 共済減収量^(注2) × 単位当たり共済金額

(注2) 共済減収量

共 済 減 収 量	全相殺方式	(農家の基準収穫量 - 農家の収穫量) - (農家の基準収穫量 × (1 - 補償割合))
	半相殺方式	(被害耕地の基準収穫量の合計 - 被害耕地の収穫量の合計) - (農家の基準収穫量 × (1 - 補償割合))
	地域インデックス方式	(基準統計収穫量 - 当年産の統計収穫量) - (基準統計収穫量 × (1 - 補償割合))
	一筆方式	(基準収穫量 - 収穫量) - (基準収穫量 × (1 - 補償割合))

一筆半損特例

補償単位が「農業者」の引受方式に加入する場合に特約を付帯することで、1ほ場で5割以上の被害があった場合、一筆方式で5割の被害として評価し、共済金を支払う特例です。



家畜共済

対象となる家畜

牛、種豚、肉豚

牛 …… 出生後第4か月の月の末日を経過したもの(ただし、出生後第4か月の月の末日を経過しない子牛および授精もしくは受精卵移植の後240日以上の子牛を対象とすることができる)

種豚 …… 出生後第5か月の月の末日を経過したもの

肉豚 …… 出生後第20日の日(その日に離乳していないときは、離乳した日)を経過したもの

対象となる事故

死亡、廃用、行方不明、病気、傷害

(牛の胎児および肉豚は死亡のみ)

引受方式

包括共済 …… 家畜の死廃共済、病傷共済の種類ごとに農家単位で引受

	種 類	内 容
死廃共済	①搾乳牛	満24月齢以上の乳牛の雌で搾乳用途のもの
	②繁殖用雌牛	満24月齢以上の肉用牛の雌で繁殖用途のもの
	③育成乳牛	満24月齢未満の乳牛の雌(乳牛の胎児含む)
	④育成・肥育牛	①～③以外の牛(乳牛の胎児でないもの含む)
	⑤種豚	出生後第5か月の月の末日を経過したもの
病傷共済	⑥乳用牛	死廃共済の①及び③に属する牛(胎児除く)
	⑦肉用牛	死廃共済の②及び④に属する牛(胎児除く)
	⑧種豚	出生後第5か月の月の末日を経過したもの

特定肉豚共済 …… 肉豚は農家単位に年間一括で引受

補償期間(共済責任期間)

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間





補償金額(共済金額)

死廃共済 特定肉豚共済	対象家畜の種類ごとの評価額合計(共済価額)の2割(肉豚は4割)から8割の範囲で選択
病傷共済	対象家畜の種類ごとの期首評価額合計に病傷共済金支払限度率を乗じた額を超えない範囲で選択

※死廃共済の搾乳牛、繁殖用雌牛、種豚は期首月齢、育成乳牛、育成・肥育牛は期末月齢を適用します。

共済掛金

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金※

※牛：掛金の50%を国が負担します。

豚：掛金の40%を国が負担します。

補償金(共済金)

死廃共済 特定肉豚共済	共済金 = 損害額 ^(注1) × (共済金額 / 共済価額)
病傷共済	対象家畜の種類ごとの補償金額の範囲内で、診療に要した費用(初診料は除く) ^(注2)

(注1) 損害額 = 事故家畜の価額 - 肉皮等残存物価額

※死廃共済の搾乳牛、繁殖用雌牛、種豚は期首月齢、育成乳牛、育成・肥育牛は事故月齢の共済価額を適用します。

(注2) ただし病傷共済は2020年1月から診療に要した費用(初診料を含む)の1割自己負担になります。

家畜診療所

家畜の診療や損害防止を行うために、県内に3か所の家畜診療所を設置しています。

果樹共済

対象となる作物

ぶどう、なし、かき

加入できる農家

作物の種類ごとに、栽培面積が5 a以上の農家



対象となる災害

風水害、ひょう害、干害、寒害、雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、火災、病虫害、鳥獣害による果実の減収および品質の低下
(災害収入共済方式では、果実の減収および品質の低下を伴う生産金額の減少)

引受方式

引受方式 (選択)		対象 作物	補償割合 (選択)	内 容
全相殺方式	減収総合方式	ぶどう か き	7割 6割 5割	農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
	品質方式	な し		
半相殺方式	減収総合 一般方式	ぶどう な し か き	7割 6割 5割	農業者ごとに、被害樹園地の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式		ぶどう な し か き	9割 8割 7割	農業者ごとに、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
災害収入共済方式		な し	8割 7割 6割	農業者ごとに、果実の減収または品質の低下があり、かつ共済金額が基準生産金額に補償割合を乗じて得た金額に達しない場合に共済金を支払います。

※全相殺方式および災害収入共済方式への加入は、過去5年間、収穫量のおおむね全量を選果場等に出荷している必要があります。



補償期間(共済責任期間)

花芽の形成期から、その花芽により生育した果実を収穫するまでの期間

補償金額(共済金額)

全相殺方式 半相殺方式 地域インデックス方式	単位当たり価額 ^(注1) × 標準収穫量(平均的な収穫量) × 補償割合
災害収入共済方式	基準生産金額(平均的な収入金額) × 補償割合

(注1) 単位当たり価額 = 1 kg当たりの価額(農林水産大臣が定める)

共済掛金

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金[※]

※掛金の50%を国が負担します。

補償金(共済金)

全相殺方式 半相殺方式	共済金 = 共済金額 × 共済金支払割合
地域インデックス方式	共済金 = 統計単位地域別共済金額 × 共済金支払率
災害収入共済方式	共済金 = (共済限度額 - 生産金額) × (共済金額 / 共済限度額 ^(注2))

(注2) 共済限度額 = 基準生産金額に補償割合を乗じて得た金額



畑作物共済

対象となる作物

大豆、そば



加入できる農家

大豆：類区分(白大豆等、丹波黒、丹波黒以外の黒大豆)ごとに、栽培面積が5 a以上の農家

そば：秋そばの栽培面積が5 a以上の農家

対象となる災害

風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、病虫害及び鳥獣害

引受方式

引受方式 (選択)	対象作物	補償割合 (選択)	内 容
全相殺方式	大豆	9割 8割 7割	農業者ごとに、収穫量の合計が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
	そば	8割 7割 6割	
半相殺方式	大豆	8割 7割 6割	農業者ごとに、被害ほ場の減収量の合計が一定割合を超えた場合に共済金を支払います。
地域インデックス方式	大豆 そば	9割 8割 7割	農業者ごとに、統計データによる収穫量が一定割合を超えて減少した場合に共済金を支払います。
一筆方式	大豆	7割	ほ場ごとに収穫量が3割を超えて減少した場合に共済金を支払います。

※一筆方式は2021年産で廃止の予定です。



補償期間(共済責任期間)

発芽期から収穫までの期間

補償金額(共済金額)

全相殺方式 半相殺方式 地域インデックス方式	単位当たり共済金額 [※] × 基準収穫量の合計 × 補償割合
一筆方式	単位当たり共済金額 [※] × 基準収穫量 ^(注1) × 7割

※単位当たり共済金額(1kg当たりの補償額)は農家ごとに選択します

(注1) 基準収穫量 = 10a 当たり基準収穫量 × 栽培面積

共済掛金

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金[※]

※掛金の55%を国が負担します。

補償金(共済金)

共済金 = 共済減収量^(注2) × 単位当たり共済金額

(注2) 共済減収量

共済減収量	全相殺方式	(農家の基準収穫量 - 農家の収穫量) - (農家の基準収穫量 × (1 - 補償割合))
	半相殺方式	(被害耕地の基準収穫量の合計 - 被害耕地の収穫量の合計) - (農家の基準収穫量 × (1 - 補償割合))
	地域インデックス方式	(基準統計収穫量 - 当年産の統計収穫量) - (基準統計収穫量 × (1 - 補償割合))
	一筆方式	(基準収穫量 - 収穫量) - (基準収穫量 × (1 - 補償割合))

園芸施設共済

対象となる施設

特定園芸施設		附帯施設
プラスチックハウス ガラス室 雨よけハウス 多目的ネットハウス ↓ 農作物を栽培するための施設	+	温湿度調節施設、かん水施設、換気施設、 照明施設、栽培棚など
		施設内農作物
		施設内で栽培されている野菜、花きなどの農作物

- ➡ 施設の解体や廃材の撤去・処分に要する費用(特定園芸施設撤去費用)も対象となります。
- ➡ 施設の再建等復旧に要する費用(園芸施設復旧費用)も対象となります。

加入できる農家

所有・管理している施設の合計面積が2 a以上の農家、または他共済に加入している農家

- ➡ 複数の施設を所有管理している場合は、そのすべてについて加入する必要があります。

対象となる災害

風水害、ひょう害、雪害、その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害、火災、破裂および爆発、航空機の墜落、車両の衝突、病虫害、鳥獣害

補償期間(共済責任期間)

共済掛金の払込みを受けた日の翌日から1年間





補償金額(共済金額)

共済価額^(注1)の4割～8割(付保割合)の範囲内で農家が選択します

(注1) 共済価額とは、加入した時点での施設などの価値を金額で表したもの

共 済 価 額	特定園芸施設・ 附帯施設	施設の再建築(取得)価額に、経年減価を反映した時価 現有率を乗じた額
	施設内農作物	特定園芸施設の再建築価額に施設内農作物価額算定率 を乗じて得た額
	特定園芸施設 撤去費用	農林水産大臣が定める㎡当たり撤去費用に特定園芸施 設の設置面積を乗じた額
	園芸施設 復旧費用	特定園芸施設の再建築価額に農林水産大臣が定める率 を乗じて得た額から、時価を差し引いた額

共済掛金

農家負担共済掛金 = 共済金額 × 共済掛金率 - 国庫負担掛金^{*}

^{*}掛金の50%を国が負担します。

- ➡ 被覆している期間としていない期間で、それぞれ掛金率が変わります。
- ➡ 復旧費用部分の掛金は全額農家に負担していただきます。
- ➡ 加入時に小損害不填補の金額(3万・10万・20万円)を選択いただきます。

^{*}不填補の金額により掛金が安くなります。

補償金(共済金)

共済金 = 損害額^(注2) × (共済金額 / 共済価額)

(注2) 損害額 = 特定園芸施設等の被害額の合計 - (残存物価額 + 賠償金等)

- ➡ 加入時に選択した、小損害不填補の金額に応じて支払います。
- ➡ 撤去費用を伴う損害額は、上記損害額に「特定園芸施設撤去費用の損害額」を加えて算定します。
- ➡ 復旧費用を伴う損害額は、上記損害額に「園芸施設復旧費用の損害額」を加えて算定します。

建物共済

共済の種類

建物火災共済	火災(類焼含む)、消火作業による冠水・破壊、落雷、建物内外部からの衝突などが補償対象
建物総合共済	火災共済の事故に加えて、地震や風水害等の自然災害も補償対象

加入できるもの

農家が所有し、または管理する

- 建物(電気、ガス、水道、冷暖房設備などの付属設備を含む)
- 建物に付属する門・垣・塀などの工作物
- 建物内に収容されている家具類および農機具

対象となる事故(共済事故)

建物火災共済	火災、落雷、破裂・爆発、建物外部からの物体の落下・飛来・倒壊、建物内部での車両等の衝突・接触(自然災害によるものを除く)、給排水設備に生じた事故等による漏水・放水による水ぬれ
建物総合共済	建物火災共済の事故に加え… 風水害・雪害・土砂崩れ等の自然災害、地震・噴火・津波

補償期間(共済責任期間)

原則 1 年間



補償金額(共済金額)

加入できる契約金額(共済金額)の限度は建物 1 棟当たり、

建物火災共済が 6,000万円

建物総合共済が 4,000万円

- ➡ 同一の建物に、火災共済＋総合共済を加入した場合は合計で 1 億円が限度となります。

付帯できる特約



収容農産物補償特約

建物総合共済に加入している建物内で保管される「米」等が被災したときに、加入の金額に応じて共済金を支払います。

小損害実損てん補特約(地震を除く)

損害の額が30万円以下の小損害事故の場合に、損害の額全額を共済金として支払います(火災共済・総合共済合わせて、一契約当たり棟ごとに共済金額1,000万円以上加入の場合に付帯できます)。ただし、自然災害の場合1万円未満の損害は支払いの対象となりません。

臨時費用担保特約

損害共済金の10・20・30%(加入者が選択、250万円限度)を臨時費用共済金として支払います。また、事故によって加入者等が事故発生日から200日以内に死亡・後遺障害を被ったとき、1名ごとに共済金額の30%(ただし、1回の事故につき1名ごとに200万円限度)を死亡・後遺障害費用共済金として支払います。

費用共済金不担保特約

残存物取片付け費用共済金、特別費用共済金、地震火災費用共済金、損害防止費用共済金および失火見舞費用共済金といった費用共済金の支払いがなくなりますが、その分掛金が安くなります。

自動継続特約

毎年の更新手続が不要となり、満了する契約内容と同内容で、責任期間を最長で10年間(基本は3年間)自動継続します。

農機具共済

共済の種類

農機具損害共済 (火災)	格納中の火災事故のみ
農機具損害共済 (総合)	農機具の格納中および稼働中の火災、自然災害、衝突、接触などの事故による損害が補償対象

加入できるもの

未使用の状態で購入し、新調達価額(当該農機具を新規に購入する際に必要となる額)が5万円以上の農機具

※中古で購入した農機具は特約を付けることで加入できます。

対象となる事故(共済事故)

農機具損害共済 (総合)	● 火災、落雷、物体の落下・飛来、破損・爆発、盗難による盗取・き損、鳥獣害など ● 衝突、接触、墜落、転覆、異物の巻き込み、その他これらに類する稼働中の事故 ● 台風、洪水、土砂崩れ、地滑り、雪崩等の雪害、その他これらに類する自然災害(地震・噴火・津波を除く)
-----------------	--

補償期間(共済責任期間)

原則1年間

補償金額(共済金額)

契約できる限度額は1,000万円

➡ 加入する農機具の新調達価額と限度額のいずれか低い額の範囲内となります。

※購入後14年を経過した農機具は、新調達価格の1/2が加入の上限となります。

付帯できる特約

付保割合条件付実損てん補特約

中古で購入した農機具は、この特約をつけることで加入することができます。掛金を追加負担することで付保割合を上げることができ、より損害額に近い支払いを受けることができます。

臨時費用担保特約

共済事故によって被る農機具本体への損害のほか、共済金額に損害割合の10%を乗じた額を臨時費用共済金として支払う特約です。また、加入者等が死亡・後遺障害を被るかもしくはケガによる入院が必要になったときには、障害費用共済金を加算して支払います。

地震等担保特約

地震、噴火および津波による損害の場合、加入共済金額の50%を限度額として共済金を支払います。

自動継続特約

毎年の更新手続きが不要となり、満了する契約内容と同内容で、責任期間を3年間自動継続します。



コンプライアンス基本方針

鳥取県農業共済組合(以下「当組合」という。)は、国の経営安定対策である農業保険制度の実施主体として公益的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。

このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないよう健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。このような点を踏まえ、当組合においてはコンプライアンス(法令等遵守)を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

1. すべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
2. コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践計画を明確化します。
3. コンプライアンス統制部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
4. 各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
5. コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
6. すべての役職員は、本組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。

個人情報保護方針

鳥取県農業共済組合(以下「当組合」という。)は、組合員の皆さまの個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び農林水産大臣のガイドラインに定められた義務を誠実に遵守します。
個人情報とは、法第2条第1項に規定する生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。
2. 当組合は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱いします。ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。
3. 当組合は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。
4. 当組合は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ、役員及び委託先を適正に監督します。
個人データとは、法第2条第4項が規定する個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。
5. 当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
6. 当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。
7. 当組合は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

勧誘方針

鳥取県農業共済組合は、農業保険法に基づき農業者が不慮の事故に因って受けることのある損失を補てんして農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資することを目的として各種の共済事業を実施しております。

これらの事業の推進にあたっては、「金融商品の販売等に関する法律」に基づいて、次の勧誘方針を定め、適切な事業推進に努めてまいります。

1. 農業保険法、金融商品の販売等に関する法律及びその他法令等を遵守し、適正な事業推進を行います。
2. 組合員の皆さまの知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な勧誘と情報の提供を行います。
3. 組合員の皆さまに共済事業の仕組みやリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
4. 組合員の皆さまに対する加入推進のための方法及び時間帯について、迷惑となる行為は行いません。
5. 万が一共済事故が発生した場合には、迅速かつ確かな損害評価及び共済金の支払いを行います。

重要事項説明

農業共済制度は、農水省・都道府県庁の指導・監督のもと、組合・国の2段階による責任分担を行って、広く危険分散を図るなど共済金の確実な支払いができるよう仕組みをとっておりますが、次のような場合には共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了承の上、ご加入いただきますようお願い申し上げます。

1. 通常すべき栽培(飼養)管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について、組合の指示に従わなかった場合。
2. 加入申込の際等に、重大な過失等によって不実の通知をした場合。
3. 正当な理由がないのに、納入期日までに共済掛金の払い込みが遅れた場合。
4. 被害発生時に組合への通知を怠り、また重大な過失等、不実の通知をした場合。
5. 組合の財務状況によっては、共済金等のお支払いする金額が削減されることがあります。

反社会勢力への対応

「反社会的勢力」とは、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人とし、次の各号に掲げる属性要件に該当するもの並びに暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求などの行為要件に該当するものも含まれます。

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| (1)暴力団及びその構成員、準構成員 | (2)暴力団関係企業及びその役員、従業員 |
| (3)不当な利益を要求する団体及び個人 | (4)社会運動を標榜して、不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員 |

反社会的勢力への対応に関する基本方針

1. 組合の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じません。
2. 反社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行い、当該要求の理由のいかんに関わらず、一切、応じません。
3. 日ごろから、警察、顧問弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築し、国及び地方公共団体が実施する暴力団排除に関する施策に協力するよう努めます。
4. 前3項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員及び関係者の安全を最優先し、組織的に対応します。

鳥取県農業共済組合

〒689-2202 鳥取県東伯郡北栄町東園271番地

☎0858-37-5631 FAX0858-37-4121

E-mail:nosai31@tottori-nosai.jp ☎0120-031-559

ホームページ <http://www.nosai-tottori.jp>

各支所の連絡先

東部支所/☎0120-031-870 ☎0857-37-3301

中部支所/☎0120-031-180 ☎0858-37-5252

西部支所/☎0120-031-492 ☎0859-22-1001